

横浜市立南小学校いじめ防止基本方針

平成26年2月15日策定

令和6年3月改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 いじめ防止に向けた基本方針

- (1) 学習や学校生活だけでなく、あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、子ども会議を受けて代表委員会児童の話し合いなどから、子どもが発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう学校全体が組織的に対応し保護者、地域や学校運営協議会など関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子どもを守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。

4 具体的な取組

(1) いじめ防止対策委員会の設置

＜委員の構成員＞

組織的に対応するために、校長・副校長及び養護教諭・児童支援専任と人権教育委員会主任と学年主任で「いじめ防止対策委員会」を設置する。児童支援専任が窓口になる。必要に応じて、心理や福祉の専門家（カウン

セラール・ソーシャルワーカー) など外部専門家の参加を求める。

<委員会の運営>

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理をおこなう。

<委員会の活動内容>

「学校いじめ防止対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核を担うもので、具体的活動は以下に示す。

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談、通報の窓口を設置する。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録を共有する。
- ・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をする。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ 取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正をする。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画を行い計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

(2) いじめ未然防止、早期発見、事案対処

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けて次の取組を行う。

- ・全教科、領域を通して心の通じ合うコミュニケーション能力を育む。
- ・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・特別活動を中心に児童自らが、いじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくり支援する。
- ・YP アセスメントシートを使い「子どもの社会的スキル横浜プログラム」を実施し集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう年度当初に必ず全教職員で研修を行い指導の在り方に細心の注意を払う。

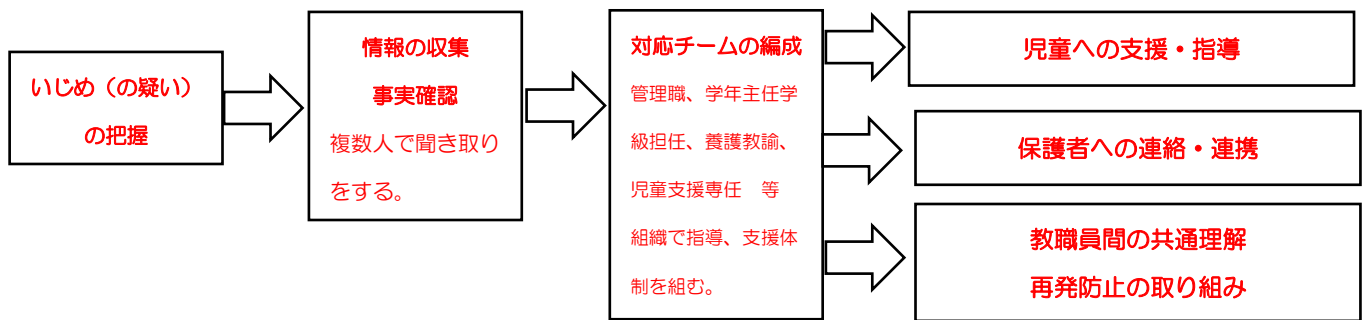
②いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるため、些細な兆候であっても、いじめではないかと

の疑いをもって、早い段階からの確・迅速に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するために次の取組を行う。

- 学年間で日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ち、得た情報を職員会議等で共有する。
- 「学校いじめ解決一斉キャンペーンアンケート」を全児童に年間数回実施し、いじめの有無を把握する。
- アンケートをもとに実態を把握後、いじめられていた子やいじめられている子がいる学級は、すぐに一人ひとりと面談を行い、結果をすみやかに、いじめ防止対策委員会に報告する。
- 面談結果の記録は、全職員で共有する。
- 児童がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。
- 情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

○いじめが起きた場合には、特定の職員のみが抱え込まず、速やかに組織的に対応する。



※必要に応じて学校カウンセラー、教育委員会、区役所、児童相談所、警察等諸機関と連携して対応する。

② いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、組織的に当該児童を守り通すとともに、関係児童に対しては、関係児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

- 当該児童に対しては児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、組織的に児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- 当該児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組や加害児童への指導内容を伝える。
- 関係児童に対しては、児童支援専任や担任が事情や心情を聴取し、再発防止に向けて組織的に適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- 関係児童の保護者に対しては、児童支援専任や担任が聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え家庭での指導及び支援を要請する。
- 以上の対応は、いじめ防止対策委員会を中核に教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で行う。
- 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたる場合は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、学校長の判断で警察に相談・通報し、連携して被害児童を守る。

④いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 - ①いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
 - ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめ事案の対応後、日常の見守り活動や定期的な相談活動を実施する

⑤教職員等への研修

「いじめ」根絶！横浜メソッドを活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修を定期的に実施する。

⑥学校運営協議会の活用

保護者や地域住民が学校運営に参画する「学校運営協議会」を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

- ・個人情報に十分配慮して、アンケート結果やそれに伴う対応を公開する。
- ・保護者対応などについて助言を受ける。

⑦取組の年間計画

・月に一回、いじめ防止対策委員会にて各学年から児童の様子を報告したり、案件について確認したり、研修を行ったりする。

- 4 月 年間計画作成（取組内容） 人権教育（いじめ未然防止）研修
- 5 月 いじめアンケート（平和教育の取組に合わせて）
- 6 月 YP アンケート YP アセスメント YP プログラム
- 7 月 横浜子ども会議 職員人権研修・児童理解研修
- 9 月 横浜子ども会議を受けて校内で代表児童からの発信
- 10 月 YP アンケート YP アセスメント
- 11 月 YP プログラム
- 12 月 人権週間 いじめ一斉解決キャンペーン いじめアンケート
- 1・2月 基本方針の見直し
- 3 月 基本方針の見直し、組織運営等の改善

（3）重大事態への対応

＜重大事案とは＞

- 1 いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＜具体的対応＞

- ・重大事態が発生したときは横浜市教育委員会に報告する。
- ・「重大事態」に対処し同種の事態の発生の防止のため、速やかに組織を設け関係者へ質問票の使用や聞き取り等で事実関係を明確にするための調査を行う
- ・調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し重大事態の事実関係等その他の必要な情報

を適切に提供する。

- ・調査結果について、学校は、教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

(4) いじめ重大事態の再発防止策

(1) 児童理解

- ①児童一人ひとりが安心して自分を表現できる受容的な学級づくり
- ②児童がSOSを発信しやすい仕組みや環境づくり
- ③児童一人ひとりの心理や特性を見出す児童理解の促進
- ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備

(2) 校内児童支援体制の充実

- ①道徳教育、人権教育の充実
- ②課題解決に向けた組織的な対応力の向上
- ③児童支援専任教諭の体制強化と育成
- ④校長のマネジメント力強化と、児童指導専任教諭等の課題解決能力の向上
- ⑤学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底
- ⑥「教育を受ける権利」を保障するための支援の確実な実施

(3) 保護者との関係構築

- ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり
- ②保護者からの相談への組織的な対応

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。